

番号：130897

国名：ベトナム

担当部署：地球環境部環境管理第一課

案件名：気候変動緩和計画／戦略策定支援プロジェクト詳細計画策定調査（気候変動対策／評価分析）【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：気候変動対策／評価分析
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2013年10月上旬から2013年11月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.85M/M、現地 0.37M/M、合計 1.22M/M
- (3) 業務日数：準備期間 5日、現地業務期間 11日、整理期間 12日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：9月18日(12時まで)
- (4) 提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：
 - ①業務方針の的確性 6点
 - ②業務方法の整合性、現実性等 12点
 - ③当該業務実施上のバックアップ体制 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	気候変動対策に係る各種調査
対象国／類似地域	ベトナム／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ベトナム国は約3,400kmに及ぶ長い海岸線や広大なデルタ地帯を有しており、気候変動の影響を最も受けやすい国の一つに挙げられている。過去50年の間に平均気温が0.7℃上昇、海面上昇も20cm観測されており、今後2100年までに平均気温は2.3℃上昇、海面は75cm上昇、年間降雨量は5%増加することが見込まれている（いずれも1980-1999年平均との比較）。将来の気候変動に伴う災害の発生頻度の増加・深刻化は、同国の持続的な開発にとっての重大なリスク要因となっている。

また、ベトナム国が急速な経済成長を遂げた1990年から2006年の間、エネルギー需要（最終消費量）は約5倍に増加しており、これに伴い、エネルギー分野からの温室効果ガス（Greenhouse Gas、

GHG)の排出量が増大していることから、GHGの削減に向けた再生可能エネルギー開発・利用の促進、省エネルギーの推進、廃棄物管理の強化、持続可能な森林管理等の対策実施が急務となっている。

これらの状況を踏まえて、ベトナム政府は、気候変動対策にかかる包括的な取り組み方針として、2008年12月にNational Target Program to Respond to Climate Change (NTP-RCC)を首相決定した。NTP-RCCは天然資源環境省 (MONRE)を主管官庁としつつ、首相を議長とする運営委員会を設置して各省所管分野における2020年までを目標とした気候変動対策を示すと共に、対策実施に向けた各種政策形成を指示している。

一方、関連する国際的な動向については、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)第13回締約国会合 (COP13)において採択されたバリ行動計画では、新たに開発途上国内における国別気候変動緩和行動 (NAMAs)の実施状況を測定 (Measurement) し、国際的に報告 (Reporting) し、その削減状況を検証 (Verification) する測定・報告・検証 (MRV)の仕組みにより、GHGの排出削減に向けた取り組みの実施を検討することとなった。COP15において留意されたコペンハーゲン合意では、各開発途上国に対しNAMAs計画に関する情報提供が求められた。また、ダーバンで開催されたCOP17では、UNFCCCの非付属書I国の緩和措置に関する隔年報告書 (Biannual Updated Report)作成のためのガイドラインが合意され、NAMAsのMRVで求められる内容の一部が明らかとなった。開発途上国はこれらに関する対応を求められており、先進国による支援が必要とされている。

このような国際的な動きを踏まえて、2011年1月にベトナム政府では、NAMAsの計画策定についてはMONREが各省庁と調整しつつ進めることが決定されたが、MONRE及び関係機関においてNAMA策定に必要な情報や知見が不足しており、NAMAs計画策定に向けた準備が進んでいない状況である。

他方、2013年7月に日本・ベトナム両国政府の間で、二国間クレジット制度の創設に関する署名が行われた。二国間クレジット制度は、途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラなどの普及や対策を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価し、日本の削減目標の達成に活用するものであり、本制度に基づく効果的な実施に向けた支援が必要とされている。

以上のような背景により、ベトナム政府は我が国に対してNAMAs策定に関する能力向上を目的とした技術協力プロジェクト「気候変動緩和計画／戦略策定支援プロジェクト」を要請し、日本政府は2012年4月に本要請を採択した。その後2013年6月にMONREから本プロジェクトに含める協力内容として、(1)中央省庁、地方省、各セクターで開発されたNAMAsの調整管理能力強化を目的とした制度的枠組みの開発、(2)中央省庁、地方省、各セクターで開発されたNAMAsに対する助言メカニズムの確立、(3)中央、地方レベルでのNAMAs報告及び検証システムの開発、(4)NAMAs策定、実施、管理に関する能力開発、が提案されたが、これらの内容の妥当性や、類似のNAMAs策定に関する支援を予定しているドイツ国際協力公社 (GIZ) 及び国連開発計画 (UNDP) の最新の動きについて確認する必要がある。

詳細計画策定調査では、まず、第一次調査 (今回公示の対象外業務、当機構職員のみで調査団を形成予定)において、上記のMONREからの提案を踏まえてMONRE及び各ドナーと協議し、関係機関の役割分担や協力内容の骨子について確認する。そして、確認した内容を踏まえて、第二次調査 (今回公示の対象業務)で具体的な協力内容について協議した結果をM/MIに記載し合意する予定である。

なお、JICAはNTP-RCCの取り組みを支援すべく、2010年5月から気候変動対策プログラム・ローン (Support Program to Respond to Climate Change: SP-RCC)を供与している。SP-RCCは、ベトナムの気候変動対策について政策対話等を通じて支援しており、本プロジェクトはベトナム政府が行うSP-RCCの政策アクションの実施を支援するものであることから、円借款事業と技術協力事業による相乗効果が期待できる。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2013年10月上旬～10月中旬)

- ① 第一次調査の結果を踏まえつつ、要請背景・内容を把握 (要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析) の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、関係ドナー (GIZ、UNDP) ベトナム側関係機関 (MONRE 気象水文気候変動局 (DMHCC)、天然資源・環境戦略政策研究所 (ISPONRE)、気象水文環境研究所 (IMHEN)、並びに関係省庁) に対する質問票 (案) (英文) を作成する。
- ② プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案 (英文) の作成に協力する。
- ③ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2013年10月中旬～10月下旬)

- ① 当機構ベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ② ベトナム側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ ベトナム側関係機関のキャパシティ・アセスメントを行う。具体的には文献及びヒアリング結果等に基づき、以下の項目について情報収集を行う。
 - ア) 関係機関の組織体制、所掌業務、プロジェクト活動に関係する予算
 - イ) 関連各組織の部署別人数、各人の教育のバックグラウンド、業務経験
 - ウ) 気候変動関連情報の収集管理状況・体制
 - エ) 気候変動対策における各組織の関係
- ④ ベトナム側関係機関及び他ドナー (UNDP、GIZ等) の実施中及び実施予定のNAMAs策定支援プロジェクトの内容及び進捗について情報収集する。
- ⑤ プロジェクトの活動に係る協議に参加し支援する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 必要に応じて、各国で策定されたNAMAs計画及びMRVの仕組み、並びに関連する国際的動向について説明する。
 - イ) ベトナム側からの意見について、専門的見地からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。
- ⑥ プロジェクトを実施するにあたって現地再委託が必要な場合は、業務を受託することが可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。
- ⑦ PDM案、PO案、M/M案の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果を当機構ベトナム事務所等に報告する。
- ⑨ 評価5項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) の作成に協力する。

(3) 帰国後整理期間 (2013年10月下旬～11月上旬)

- ① 事業事前評価表案 (和文) の作成に協力する。
- ② ベトナム政府の政令Decree131に基づくプロジェクトドキュメント案 (英文) の作成に協力する。
- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書案 (和文) を作成するとともに、報告書全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書案 (和文)
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願

ます。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2013年10月9日～10月19日を予定しています。

当機構の調査団員は本業務従事者と同時に現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間がありません。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括／気候変動政策 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 気候変動対策／評価分析 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

当機構ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

必要に応じて通訳（英語—ベトナム語）を備上する予定

オ) 現地日程のアレンジ

機構がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

本業務の参考となる以下の資料が、当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・「ベトナム社会主義共和国国家温室効果ガスインベントリ策定能力向上プロジェクト 詳細計画策定調査（第1回・第2回）報告書」

プロジェクトドキュメントの様式については、政令Decree131を参照下さい。本政令は、以下のベトナム計画投資省のウェブサイトに公開されています。

<http://oda.mpi.gov.vn/LegalDocument/Decree/tabid/245/articleType/ArticleView/articleId/225/Decree-No-131.aspx>

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 業務従事者はPCM評価業務の経験のあることが望ましい。